

●昭和52年3月以前に建てられた工場・ビル・倉庫等をお持ちの皆様へ！！

【北海道事業エリア】安定器等の処分期間 ⇒ 令和5年（2023年）3月31日まで

1. PCBとはどんなものですか？

PCBは電気絶縁性にすぐれ、電気機器に広く絶縁油として使用されていたが、昭和43年の食中毒「カネミ油症事件」の発生から人体に有害であることが判明し、製造や使用が禁止となる。

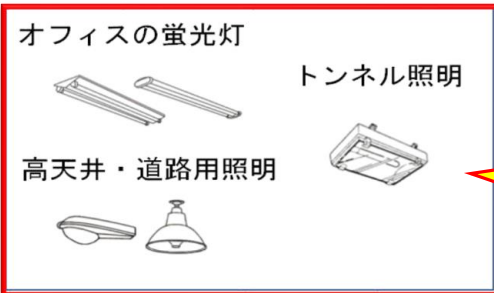
2. PCB廃棄物処理の経緯 【期限までに処分しなければなりません】

- ・昭和47年：PCB製造中止
- ・平成13年6月：「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布
- ・平成28年法改正：使用中の変圧器やコンデンサー等についても処分期間内に使用を終えて処分

3. PCB使用機器 【照明器具内の安定器に可能性があります】

- ・照明器具の安定器、高圧変圧器、高圧コンデンサなど
↳ 業務用、施設用の照明器具（一般家庭用には使用していません）

【施設用の照明器具】



【一般家庭用の照明器具】



+



引っ掛けシーリング



PCB安定器は
使用されていません

(※引っ掛けシーリング用などの家庭用照明器具)

4. 安定器の役割は何ですか？

- ・放電の始動を助け、放電開始後のランプ電流を適正に制限し放電を安定させる。

5. PCB安定器の調査対象 【住宅以外の古い建物①は調査が必要です】

- ① 昭和52年3月以前に建築・改修された建物（専用住宅は除く）
- ② PCB安定器の製造期間 ⇒ 昭和32年1月～昭和47年8月
(昭和31年以前、昭和47年9月以降製造の安定器は対象外)
- ③ LED照明器具に改修した場合でも、取り替える前の安定器が残置されているケースがあるので注意が必要。

6. PCB安定器の判別について 【電気工事業者等に依頼して下さい】

- ① 昭和52年3月以前に建築・改修された建物にはPCB使用安定器が使われた可能性がある。(しゅん工図面、改修履歴で確認)
- ② 照明器具の中の安定器銘板を確認して安定器の製造年月で判断
(PCB安定器の製造期間は、昭和32年1月～昭和47年8月の間)
※ランプ、反射板を外して安定器を確認する。<銘板とは：定格、製造者、製造年月を記載したもの>
- ③ 上記②安定器の銘板を調べる場合は、電気工事業者等へ委託するなどの措置を講じる。

7. PCB安定器が見つかったら

①【行政窓口】

※PCB使用・保管機器を発見したら、直ちに下記行政機関へ連絡して下さい。

【県（政令で定める市を除く市町村）】

青森県	環境生活部	環境保全課	017-734-9248
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5366
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2236
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264

【政令で定める市】 ※2019年4月1日現在

青森市	環境部	廃棄物対策課	017-718-1086
八戸市	環境部	環境保全課	0178-51-6195
盛岡市	環境部	廃棄物対策課	019-626-7573
仙台市	環境局廃棄物事業部	事業ごみ減量課	022-214-8235
秋田市	環境部	廃棄物対策課	018-888-5713
山形市	環境部	廃棄物指導課	023-641-1212
福島市	環境部	廃棄物対策課	024-529-5266
郡山市	生活環境部	3R推進課	024-924-3171
いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	0246-22-7604

②【処分業者】

※PCB使用・保管安定器を発見したら、直ちに **ジェスコ** **JESCO**へ登録・契約の手続きをして下さい。

JESCO登録担当：03-5765-1935
JESCO北海道PCB処理事業所 営業課（東京事務所）
〒105-0014 東京都港区芝1丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館3階 TEL 03-5765-1197 FAX 03-5765-1908
JESCO北海道PCB処理事業所
〒050-0087 北海道室蘭市仲町14番地7 TEL 0143-22-3111 FAX 0143-22-3001

③【収集運搬業者】

※保管場所からJESCOまでの収集運搬を許可業者と契約して下さい。

収集運搬許可業者は ↓ URLのリストから選定して下さい

(<http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/acceptance/pdf/hokkaidoshuungaisha.pdf>)

8. 補助金制度が活用できます

1.【調査費用】（PCB使用照明器具の有無に係る調査・支援事業）	<環境省>
・安定器調査費用の1/10（上限50万円）	
2.【LED照明器具への交換費用】（LED導入に係る事業）	<環境省>
・PCB使用照明器具をLED一体型照明器具に交換する費用の1/2	
3.【省エネルギー投資促進に向けた支援補助金】	<経済産業省>
・設備単位（高効率照明等）の省エネルギー設備費の1/3	
*補助金限度額（上限～下限） 3,000万円～30万円	
4.【処分費用】（中小企業者等の負担軽減制度）	<PCB廃棄物処理基金>
・PCB使用安定器処分費用 ⇒ 中小企業者：70%軽減、個人：95%軽減	

※1、2、3の申請にあたっては必ず公募要領で公募期間他を確認して下さい。

※4の申請にあたってはJESCOへ問合せして下さい。